

第13回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「新株予約権等の状況」
連結計算書類の「連結注記表」
計算書類の「個別注記表」

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様
に提供しております。

当社ウェブサイト <https://www.gcaglobal.co.jp>

G C A 株式会社

新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年12月31日現在）

イ. 2016年2月23日開催の取締役会決議による新株予約権

【G C A株式会社 R S U－1 新株予約権】

新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		460,700株（新株予約権1個当たり100株）
新株予約権1個当たりの払込金額		9,600円 ただし、当該払込金額は新株予約権者の報酬債権の対当額をもって相殺される
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額		1円
新株予約権を行使できる期間		2017年2月23日から 2026年3月8日まで
新株予約権の主な行使条件		(1) 当社の2016年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。 なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年12月期乃至2019年12月期にかかる各有価証券報告書の連結計算書類に営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。 (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 685個 目的となる株式数 68,500株 保有者数 1名
	取締役（監査等委員及び社外取締役）	新株予約権の数 125個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 2名

（注）当社の監査等委員はいずれも社外取締役であり、当社に監査等委員でない社外取締役はおりません。

□. 2017年5月12日開催の取締役会決議による新株予約権

【GCA株式会社RSU－4新株予約権】

新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		224,317株（新株予約権1個当たり1株）
新株予約権1個当たりの払込金額		191円 ただし、当該払込金額は新株予約権者の報酬債権の対当額をもって相殺される
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額		1円
新株予約権を行使できる期間		2018年2月23日から 2027年3月8日まで
新株予約権の主な行使条件		(1) 当社の2017年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2017年12月期乃至2019年12月期にかかる各有価証券報告書の連結計算書類に営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。 (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 104,689個 目的となる株式数 104,689株 保有者数 3名
	取締役（監査等委員及び社外取締役）	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

ハ. 2018年6月18日開催の取締役会決議による新株予約権

【GCA株式会社RSU-5新株予約権】

新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		945,114株（新株予約権1個当たり1株）
新株予約権1個当たりの払込金額		139円 ただし、当該払込金額は新株予約権者の報酬債権の対当額をもって相殺される
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額		1円
新株予約権を行使できる期間		2019年2月23日から 2028年3月8日まで
新株予約権の主な行使条件		(1) 当社の2018年12月期または2019年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2018年12月期または2019年12月期にかかる各有価証券報告書の連結財務諸表に営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。 (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 241,512個 目的となる株式数 241,512株 保有者数 6名
	取締役（監査等委員及び社外取締役）	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項（2020年12月31日現在）

イ. 2012年2月15日開催の取締役会決議による新株予約権

【G C A株式会社第6回新株予約権】

新株予約権の内容の概要

新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		616,600株（新株予約権1個当たり100株）
新株予約権1個当たりの払込金額		8,692円
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額		1,015円
新株予約権を行使できる期間		2013年2月15日から 2021年3月9日まで
新株予約権の主な行使条件		(1) 当社の2012年12月期乃至2015年12月期のいずれかの事業年度末におけるR O E が20%以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、R O E は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2012年12月期乃至2015年12月期の各有価証券報告書に記載された連結財務諸表における当期純利益を株主資本合計で除して計算されるものとする。 (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 3,138個 目的となる株式数 313,800株 保有者数 3名
	取締役（監査等委員及び社外取締役）	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

（注） 2012年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2013年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施したことに伴う調整により、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額は、1,015円となっております。

□. 2013年5月1日開催の取締役会決議による新株予約権

【G C A 株式会社第7回新株予約権】

新株予約権の内容の概要

新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		1,141,525株（新株予約権1個当たり1株）
新株予約権1個当たりの払込金額		14円
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額		1,225円
新株予約権を行使できる期間		2014年4月1日から 2023年3月31日まで
新株予約権の主な行使条件		(1) 当社の2013年12月期乃至2018年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年12月期乃至2018年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。 (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 50,000個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1名
	取締役（監査等委員及び社外取締役）	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1名

（注）当社の監査等委員はいずれも社外取締役であり、当社に監査等委員でない社外取締役はおりません。

ハ. 2013年5月1日開催の取締役会決議による新株予約権

【G C A 株式会社第8回新株予約権】

新株予約権の内容の概要

新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		1,090,000株（新株予約権1個当たり1株）
新株予約権1個当たりの払込金額		14円
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額		1,225円
新株予約権を行使できる期間		2014年4月1日から 2023年3月31日まで
新株予約権の主な行使条件		(1) 当社の2013年12月期乃至2018年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年12月期乃至2018年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。 (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 325,000個 目的となる株式数 325,000株 保有者数 3名
	取締役（監査等委員及び社外取締役）	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

二．2014年2月20日開催の取締役会決議による新株予約権

【G C A 株式会社第9回新株予約権】

新株予約権の内容の概要

新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		897,825株（新株予約権1個当たり1株）
新株予約権1個当たりの払込金額		18円
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額		815円
新株予約権を行使できる期間		2015年4月1日から 2024年3月31日まで
新株予約権の主な行使条件		(1) 当社の2014年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年12月期乃至2019年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。 (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 234,400個 目的となる株式数 234,400株 保有者数 3名
	取締役（監査等委員及び社外取締役）	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 500株 保有者数 1名

（注）当社の監査等委員はいずれも社外取締役であり、当社に監査等委員でない社外取締役はおりません。

ホ. 2014年2月20日開催の取締役会決議による新株予約権

【G C A 株式会社第10回新株予約権】

新株予約権の内容の概要

新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		1,120,000株（新株予約権1個当たり1株）
新株予約権1個当たりの払込金額		18円
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額		848円
新株予約権を行使できる期間		2015年4月1日から 2024年3月31日まで
新株予約権の主な行使条件		(1) 当社の2014年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年12月期乃至2019年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。 (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 270,000個 目的となる株式数 270,000株 保有者数 3名
	取締役（監査等委員及び社外取締役）	新株予約権の数 ー個 目的となる株式数 ー株 保有者数 ー名

へ. 2016年9月23日開催の取締役会決議による新株予約権

【G C A株式会社 R S U－3新株予約権】

新株予約権の内容の概要

新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		84,022株（新株予約権1個当たり100株）	
新株予約権1個当たりの払込金額		41,300円 ただし、当該払込金額は新株予約権者の報酬債権の対当額をもって相殺される	
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の目的となる株式1株当たりの価額		1円	
新株予約権を行使できる期間		2017年2月23日から 2026年3月8日まで	
新株予約権の主な行使条件		(1) 当社の2016年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。 なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年12月期乃至2019年12月期にかかる各有価証券報告書の連結計算書類に営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。 (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	取締役（監査等委員及び社外取締役）	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 31社

主要な連結子会社の名称

G C A アドバイザーズ株式会社

GCA Advisors, LLC.

GCA Altium Corporate Finance Ltd.

GCA Altium Limited

GCA Altium AG (Switzerland)

GCA Altium AG (Germany)

GCA Altium s.r.l.

GCA Altium Israel Ltd.

GCA Altium France S.A.

GCA Altium Nordics Limited

GCA India Investment Advisers Private Limited

基師亜（上海）投資諮詢有限公司

GCA Singapore Private Limited

GCA Taiwan Co.,Ltd.

GCA Vietnam LLC.

G C A F A S 株式会社

G C A テクノベーション株式会社

G C A サクセッション株式会社

G C A パートナース株式会社

G C A ヘルスケア株式会社

G A 株式会社

G B 株式会社

M C o 株式会社

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちGCA India Investment Advisers Private Limitedの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 分類

金融資産は、当初認識時に償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。IFRS第9号に基づく金融資産の分類は、原則として金融資産を管理している事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づいて行われます。

金融資産は、以下の条件を満たす場合に償却原価で測定しております。

- その資産を、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有している。
- 金融資産の契約条件により、所定の日に、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが生じる。

負債性金融商品への投資は以下の条件をとともに満たす場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。

- その資産を、契約上のキャッシュ・フローと金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有している。
- 金融資産の契約条件により、所定の日に、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが生じる。

上記に記載された償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに区分されないすべての金融資産は純損益を通じて公正価値で測定されます。

当社グループでは、償却原価で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しております。

(ii) 当初認識及び測定

当社グループでは、金融商品の契約の当事者になった時点で金融資産を認識しております。

金融資産は、公正価値（純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取得に直接起因する取引コストを加算した金額）で測定しております。

なお、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

(iii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

これらの金融資産は、実効金利法による償却額により測定しております。償却原価からは減損損失が控除されます。利息収益、為替差損益及び減損損失は純損益に認識します。認識の中止時に利得又は損失が生じた場合は純損益に認識します。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

これらの金融資産は、公正価値で測定しております。受取配当金、利息収益を含む利得及び損失は純損益に認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産の所有リスクと経済価値のほとんどすべてを移転している認識の中止要件を満たす場合にその金融資産の認識の中止を行っております。

② 金融資産の減損

IFRS第9号では、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品及び契約資産が金融資産の減損の対象となりますが、資本性金融商品への投資には適用されません。

IFRS第9号では、貸倒引当金を以下のいずれかにより測定します。

ー12ヶ月の予想信用損失：報告日から12ヶ月以内に発生する可能性のある不履行事象に起因する予想信用損失

ー全期間の予想信用損失：金融商品の残存期間にわたり生じる可能性のあるすべての不履行事象に起因する予想信用損失

当社グループでは、金融資産に係る信用リスクが著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方で、金融資産に係る信用リスクが著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

当社グループでは、原則として契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増大していると判断しており、支払期限を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しております。また、発行者又は債務者の著しい財政的困難などを考慮し、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。

金融資産を認識後の信用状況の変動は見積りの変更として純損益に計上しております。

③ 金融負債

(i) 分類

金融負債は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。当社グループは、金融負債の当初認識時に当該分類を決定しております。

(ii) 当初認識及び測定

当社グループでは、償却原価で測定される金融負債については発行日に当初認識し、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(iii) 事後測定

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却額及び認識が中止された場合の利得及び損失は、純損益に認識しております。

(iv) 金融負債の認識の中止

金融負債は、義務が履行されたか、免除されたか、又は失効した場合に認識を中止しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去等の原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 8－15年
- ・工具器具及び備品 3－15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

その他の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・自社利用のソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(3) リース

当社グループは、IFRS第16号「リース」を適用しております。

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定します。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転しているか否かを評価するために、当社グループは以下のことを検討しております。

- － 契約が特定された資産の使用を含むか。これは明記される場合もあれば黙示的に識別される場合もあり、特定された資産は、物理的に別個のものであるか物理的に別個の資産の稼働能力のほとんどすべてを表すものでなければなりません。リースの貸手が資産を入れ替える実質的な権利を有している場合は、資産は特定されておられません。
- － 当社グループが使用期間全体にわたり資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。
- － 当社グループの資産の使用を指図する権利を有しているか。資産の使用方法及び使用目的の変更に最も関連性のある意思決定権を有している場合、当社グループはその権利を有しております。資産の使用方法及び使用目的が事前に決定されているまれな場合には、以下のいずれかである場合に、当社グループは資産の使用を指図する権利を有しております。
- － 当社グループが資産を稼働させる権利を有しているか。
- － 当社グループが、資産の使用方法及び使用目的を事前に決定するように、資産を設計したか。

実務上の便法として、リース資産については非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、各リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択しております。

この会計方針は2019年1月1日以降に締結又は変更された契約に適用しております。

借手としてのリース

当社グループは、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識します。

使用権資産は、取得原価で当初測定しております。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定します。

当初認識後、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却します。使用権資産の見積耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定します。さらに、使用権資産は、減損損失によって減額され、特定のリース負債の再測定に際して調整されます。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に、当社グループは追加借入利率を割引率として使用しております。

リース負債の測定に含めるリース料総額は、以下で構成されます。

- － 固定リース料（実質的な固定リース料を含む）
- － 指数又はレートに基づいて算定される変動リース料。当初測定には開始日現在の指数又はレートを用いる
- － 残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額
- － 当社グループが行使することが合理的に確実である場合の購入オプションの行使価格、延長オプションを行使することが合理的に確実である場合のオプション期間のリース料、及びリースの早期解約に対するペナルティの支払額（当社グループが早期解約しないことが合理的に確実な場合を除く）

リース負債は、実効金利法による償却原価で測定しております。指数又はレートの変動により将来のリース料が変動した場合、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額の見積が変動した場合、又は購入、延長、あるいは解約オプションを行使するかどうかの判定が変化した場合、リース負債は再測定されます。

このようにリース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するか、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には損益として認識します。

当社グループは、財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」、リース負債を「その他の金融負債」に含めて表示しております。

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及びIT機器のリースを含む少額資産のリース資産について、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。
貸手としてのリース

当社グループがリースの貸手である場合、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類します。それぞれのリースを分類するにあたり、当社グループは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的に全て移転するか否かを総合的に評価しております。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類します。この評価の一環として、当社グループは、リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めているかなど、特定の指標を検討します。当社グループが中間の貸手である場合、ヘッドリースとサブリースは別個に会計処理します。サブリースの分類は、原資産ではなくヘッドリースから生じる使用権資産を参照して判定します。ヘッドリースが上記の免除規定を適用して会計処理する短期リースである場合、サブリースはオペレーティング・リースとして分類します。

(4) のれんに関する事項

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、年次及び減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

(5) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

(6) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。なお、のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については償却を行わず、連結会計年度末までに最低年に一度、及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。のれんを含む資金生成単位の減損損失の認識にあたっては、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分いたします。

その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(7) 従業員給付

① 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的又は推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

② 退職後給付

当社は選択型の確定給付制度を有しております。

確定給付制度について、確定給付制度債務の現在価値を負債として認識しております。なお、確定給付制度債務から控除すべき制度資産はありません。

確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込みまでの期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づいて決定しております。

③ その他の長期従業員給付

その他の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇制度を有しております。その他の長期従業員給付に対する債務は、従業員が当連結会計年度までに提供したサービスの対価として獲得した将来給付の見積額を現在価値に割引くことによって算定しております。

(8) 顧客との契約から生じる収益

当社グループは、IFRS第15号に従い、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業の履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

① アドバイザリー事業

アドバイザリー事業にかかる履行義務は、買収・合併に関する案件の成立等に関するアドバイスを提供することで充足されます。顧客との契約に基づき、契約時に着手金、作業時間に応じた作業報酬、案件成立時に成功報酬をそれぞれ得ております。着手金については、契約時に受領する対価を契約負債に計上し、作業報酬等の関連する履行義務の充足に伴い、契約期間にわたって収益を認識しております。作業報酬については、当社グループが完了した履行の顧客にとっての価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有しているため、発生した時間数に基づいた、顧客への請求権の獲得時点をもって履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。成功報酬については、重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い時点であると判断した案件成立時において、収益を認識しております。

② アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業にかかる履行義務は、ファンドの管理業務を行うことで充足されます。顧客との契約に基づき、ファンドの管理業務の対価として管理報酬を得ております。よって、管理報酬は契約に基づく一定期間にわたって、収益を認識しております。

なお、いずれの事業においても、サービスを顧客に提供する時点とその対価を受領する時点が1年以内であるため、重大な金融要素は含まれておりません。

また、当社におきましては、重要な契約獲得の増分コストは発生しておりません。

(9) 外貨換算

① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レートを使用しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に損益として認識されます。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えております。

II. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権

27百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,546百万円

III. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	41,175,375	3,497,978	-	44,673,353

(注) 発行済株式の総数の増加は、株式交換による増加2,410,078株及び新株予約権の行使による増加1,087,900株であります。

2. 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	1,964,922	-	1,964,922	-

(注) 自己株式の数の減少は、株式交換によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2020年2月14日の取締役会決議において、次の議案を決議いたしました。

- ① 配当金の総額 686百万円
- ② 1株当たり配当額 17円50銭
- ③ 基準日 2019年12月31日
- ④ 効力発生日 2020年3月10日

2020年7月31日の取締役会決議において、次の議案を決議いたしました。

- ① 配当金の総額 768百万円
- ② 1株当たり配当額 17円50銭
- ③ 基準日 2020年6月30日
- ④ 効力発生日 2020年8月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年2月12日の取締役会決議において、次の議案の決議を行う予定であります。

- ① 配当金の総額 781百万円
- ② 1株当たり配当額 17円50銭
- ③ 基準日 2020年12月31日
- ④ 効力発生日 2021年3月9日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

4. 新株予約権に関する事項

新 株 予 約 権 の 内 訳	目 的 と な る 株 式 の 種 類	目 的 と な る 株 式 の 数
第 6 回 新 株 予 約 権 行 2012 年 3 月 5 日 発 行	普 通 株 式	616,600株
第 7 回 新 株 予 約 権 行 2013 年 5 月 20 日 発 行	普 通 株 式	1,141,525株
第 8 回 新 株 予 約 権 行 2013 年 5 月 16 日 発 行	普 通 株 式	1,090,000株
第 9 回 新 株 予 約 権 行 2014 年 3 月 7 日 発 行	普 通 株 式	897,825株
第 10 回 新 株 予 約 権 行 2014 年 3 月 7 日 発 行	普 通 株 式	1,120,000株
R S U - 1 新 株 予 約 権 行 2016 年 3 月 9 日 発 行	普 通 株 式	460,700株
R S U - 3 新 株 予 約 権 行 2016 年 10 月 11 日 発 行	普 通 株 式	84,022株
R S U - 4 新 株 予 約 権 行 2017 年 5 月 29 日 発 行	普 通 株 式	23,290株
R S U - 5 新 株 予 約 権 行 2018 年 7 月 3 日 発 行	普 通 株 式	233,623株
合 計		5,667,585株

(注) 当社は、2013年1月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っており、第6回新株予約権は目的となる株式の数についてもこれに伴う調整がされております。

Ⅳ．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じた企業価値の最大化に向けて、株主還元と財務健全性・柔軟性の確保に重点をおいた最適な資本構成を維持することを資本管理の基本方針としております。創出したキャッシュ・フローは、配当や自己株式の取得を通じて株主還元充当しております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替変動リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(5) 金利リスク管理

当社グループは、変動金利の借入金により資金調達を行っておりますが、借入金を超える現金及び現金同等物を維持しております。現状においても金利支払が当社グループに与える影響は小さく、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えております。

(6) 為替変動リスク管理

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しておりますが、機能通貨以外の通貨で実施する取引の重要性が低いため、為替変動リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2020年12月31日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書 計上額(百万円)	公正価値(百万円) (注)
金融資産		
貸付金	745	745
敷金	302	302
株式及び出資金	838	838
条件付対価	188	188
合計	2,073	2,073
金融負債		
借入金	2,008	2,008
合計	2,008	2,008

(注) 1. 短期間で決済され帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は、上表に含めておりません。また、リース負債については、IFRS第7号において公正価値の開示を要求されていないことから上表に含めておりません。

2. 金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりであります。

(貸付金)

貸付金の公正価値は、元利金の受取見込額を、新規に同様の貸し付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(敷金)

敷金の公正価値は、国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(株式及び出資金)

株式及び出資金の公正価値については、ブラック・ショールズ・モデル及び将来キャッシュ・フローに基づく評価技法により算定しております。

(条件付対価)

条件付対価の公正価値については、将来キャッシュ・フローに業績達成の可能性を考慮した評価技法により算定しております。

(借入金)

借入金の公正価値は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

V. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 430円10銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 20円14銭 |

Ⅵ. 企業結合に関する注記

(1) 企業結合の概要

当社は、Stella EOC Limited（以下「ステラ社」といいます。）の全事業の買収（以下「本買収」といいます。）を目的として、同社の主要な資産及び人員を含む全事業の移管を受けた、同社の新設完全子会社であるStella EOC Newco Limited（以下「ステラ新会社」といいます。2020年4月6日をもって商号をGCA Altium Nordics Limited に変更）の全株式を、当社の完全子会社であるG B株式会社（以下「G B社」といいます。）に、2020年4月4日付で現物出資により取得させた上で、2020年4月6日付で、当社を株式交換完全親会社、G B社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

当社は、日本を含むアジア、北米及び欧州に事業基盤を確立したグローバルな独立系M&Aアドバイザーリーファームとして、クロスボーダーM&A案件の増加・大型化に対応するための体制強化を経営戦略の一つに掲げ、グローバルプラットフォームをベースとした更なる成長を目指しております。

当社の欧州におけるプラットフォームは、2016年に実施したAltium Corporate Finance Group Ltd.（現在のGCA Altium Limited）との経営統合により確立されましたが、このプラットフォームを更に拡充し、グローバルでの成長を加速するため、北欧（スカンディナビア）、ベネルクス、英国及びその他の欧州地域で事業を展開する独立系M&Aアドバイザーリーファームである同社の事業を買収いたしました。

(2) 本株式交換に係る割当の内容

本株式交換においてG B社のA種株式1株あたりに交付される当社普通株式の数	1株
本株式交換においてステラ社株主に交付される当社普通株式の総数	4,375,000株

(注) 本買収に当たっては、当社とステラ新会社の株式価値の比率を、本株式交換に際してステラ社に交付される当社普通株式の総数が、2019年12月31日現在の当社の発行済株式総数（41,175,375株）から同日現在の自己株式の総数（1,964,922株）を控除した数（39,210,453株）に対して概ね9分の1（本株式交換の効力発生後の当社の発行済株式総数の約10%）となるよう決定いたしました。

(3) 取得対価

	金額（百万円）
当社普通株式（注）1	229
条件付対価（注）2	△115
合計	114

(注) 1. 本株式交換においてステラ社株主に交付される当社株式については、その売却を原則として禁止しております。ただし、希望者については本株式交換の効力発生後4年間に亘り段階的に解除される下記ロックアップスケジュールに従い、当社の管理するプログラムに従って株式を売却することを可能としております。

ステラ社株主の保有株式数の

- ①10%に相当する部分：本株式交換の効力発生日をもって制限解除
- ②40%に相当する部分：本株式交換の効力発生日以降の2年間、6か月ごとに10%ずつ制限解除
- ③50%に相当する部分：本株式交換の効力発生日の3年後及び4年後の日に25%ずつ制限解除

本株式交換においてステラ社株主に交付される当社株式のうち、上記①（各ステラ社株主の保有株式数の10%相当）は取得対価に含まれます。また、上記②及び③（同90%相当）は、取得法の適用に含まれない別個の取引である株式報酬として、ロックアップが解除されるまでの期間にわたって費用計上されます。

- (注) 2. 当該企業結合によりステラ社株主に交付する当社株式4,375,000株のうち275,000株について、ステラ新会社が本株式交換の効力発生日から2020年12月末までの期間及び2021年12月末までの期間のいずれの期間においても一定の売上高を達成しなかった場合には、ステラ社株主は期間終了直後に当該株式の所有権を放棄し、当社は放棄された当該株式を無償で取得すること又は当該株式に相当する金銭の支払いを受けることが合意されております。なお、条件付対価の公正価値については、将来キャッシュ・フローに業績達成の可能性を考慮した評価技法により算定しております。

(4) 取得資産及び引受負債の公正価値

	金額（百万円）
現金及び現金同等物	260
営業債権及びその他の債権	10
その他の流動資産	37
有形固定資産	358
その他	0
資産合計	667
営業債務及びその他の債務	9
その他の金融負債	324
その他	31
負債合計	365

(注) 取得資産と引受負債の差額302百万円が取得対価114百万円を上回ったため、当該差額187百万円を割安購入益として、連結損益計算書の「その他の営業収益」に計上しております。

- (5) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年4月6日から2020年12月31日まで

- (6) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用・手数料 73百万円

- (7) 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上収益及び当期利益に及ぼす影響の概算額は、それぞれ117百万円、△147百万円であります。また、企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定して算定された売上収益及び当期利益と、取得企業の連結損益計算書における売上収益及び当期利益との差額を影響の概算額としております。

なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。

Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 保証債務

金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

G C A アドバイザーズ(株)

1,750百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

(1) 短期金銭債権

1,722百万円

(2) 短期金銭債務

620百万円

3. 取締役に対する金銭債権

長期金銭債権

39百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

1,441百万円

支払手数料

2百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	1,964,922	-	1,964,922	-

(注) 自己株式の数の減少は、株式交換によるものであります。

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	53百万円
会社分割による子会社株式	333百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	394百万円
評価性引当額	△341百万円
繰延税金資産合計	53百万円
繰延税金負債	
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	52百万円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属 性	氏 名	議 決 権 等 有 割 合	関 連 当 事 者 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	トッド・ジェイ・ カータ	被所有 直接 4.0%	当 社 取 締 役	資 金 の 貸 付 (注 2)	-	長期貸付金	16
役員及び その近親者	ジェフエリー・ デバルドウィン	被所有 直接 0.9%	当 社 取 締 役	資 金 の 貸 付 (注 2)	-	長期貸付金	16

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	資 本 金 は 又 出 資 金	事 業 内 容	議 決 権 等 有 割 合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	G C A アドバイザーズ株式会 社	10百万円	アドバイザー業 事	100.0%	有	経営指導	経営指導料等 費用の立替	240 2,598	売掛金 未収入金	251 951
子会社	GCA Altium Corporate Finance Limited.	£2,966	アドバイザー業 事	100.0%	有	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 (注 2) 資金の借入 (注 2)	- -	短 期 貸付金 短 期 借入金	299 419

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 貸付金金利条件及び借入金金利条件については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 438円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 25円33銭 |

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅸ. その他の注記

該当事項はありません。